

知立市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市公契約条例（令和4年知立市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(労働環境の整備について報告を求める公契約)

第3条 条例第9条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務のいずれかを含む契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃業務

イ 庁舎等の受付又は案内業務

ウ 電話交換業務

エ 給食の調理業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、労働者等の適正な労働環境の整備を図るため市長が特に必要があると認める契約

2 前項第2号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。

(指定管理者との協定の取扱い)

第4条 前条の規定にかかわらず、条例第15条の規定により公契約とみなされる指定管理者との協定（以下「協定」という。）は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額（以下「支出の額」という。）が5,000万円以上の協定とする。

2 前項に該当する協定に係る条例第9条の対象事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。

(1) 指定管理者

(2) 指定管理者から前条第1項第2号アからエまでのいずれかを含む契約をその内容とする業務（契約金額が1年当たり1,000万円以上のものに限る。）

を受注する者

3 第1項の支出の額は、1年以下の協定にあっては当該支出の額、1年を超える協定にあっては支出の額を協定の月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。

(労働環境の報告)

第5条 条例第9条の規定による報告は、労働環境確認報告書(様式第1)により行うものとする。

(労働者等の申出)

第6条 条例第11条第1項に規定する申出は、賃金等に係る申出書(様式第2)により行うものとする。

(是正指導等)

第7条 条例第13条第1項に規定する指導は、是正措置を求める通知書(様式第3)により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する報告は、是正措置報告書(様式第4)により提出しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約から適用する。